

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第253号

【目 次】

原子力規制委員会・その後…………… 1	特別研究講座の開催…………… 7
原 田 大 樹	研究班の動き…………… 7
「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海	所員の異動…………… 9
域の利用の促進に関する法律案」の概観…………… 4	マンスリー・トピック…………… 9
羽 鳥 洋 一	新着図書案内…………… 10

原子力規制委員会・その後

京都大学法学系（大学院法学研究科）教授 原田 大樹

はじめに

2012年9月に原子力規制委員会が設立されて、約6年が経過した。近時、行政委員会の新設が目立つ中、原子力規制委員会（以下「委員会」という）ほど毀誉褒貶相半ばする組織も珍しい¹。筆者は、委員会設立直前に、国際基準との関係で規制機関の「独立性」の問題を扱う論攷を本誌217号に掲載した²。その後の委員会の実際の活動を踏まえ、本稿では現在の委員会の特色や問題点を、被規制者からの独立性（Ⅰ.）と、民主的政治過程からの独立性（Ⅱ.）の2つの観点から検討することとしたい。

Ⅰ. 被規制者からの独立性

福島第一原発事故の反省に立って2012年に成立した原子力規制委員会設置法や改正原子炉等規制法は、それまで原子力推進行政と原子力安全行政が組織上十分に分離されていなかったとの認識³に基づき、両

者を組織法上明確に分け、原子力安全行政については委員会が一元的に管轄する構造を採用した。原子力推進行政と原子力安全行政の未分離は、安全面での規制者が被規制者と癒着する危険を生み出し、安全規制に携わる行政機関が被規制者の「虜」になる可能性を孕む。原子力安全行政の一元化は、それゆえ、被規制者からの独立性を担保するために選択された政策手段であったと考えられる。そして、十分な規制執行能力を確保するため、委員会の事務局である原子力規制庁に独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）を統合することとした。

こうした被規制者との対峙構造は、改正前の耐震安全性評価（バックチェック）や、改正法に基づく新規制基準への適合性を審査する局面でしばしば顕在化した⁴。とりわけ、日本原子力発電敦賀原発のバックチェックをめぐるのは、破碎帯が活断層であるかどうかに関して委員会と事業者側が鋭く対立し、

委員会が発令した報告命令に対して事業者側が行政不服審査法に基づく異議申立てを行った。事業者側は報告命令手続の枠外で、要求された内容を報告したことから、報告命令によって生じた義務が履行され、報告命令を取り消す不服申立ての利益が消滅したとして、申立ては却下されている⁵。

この局面では、事業者側から、自分たちの主張を十分聞いてもらえなかったことや、意思決定が公正ではなかったことが主張されている。こうした問題が発生しえた一因として、新規制基準への適合性の審査が、発電用原子炉の変更工事認可という形式でなされたことが挙げられるかも知れない⁶。最新の安全基準への適合義務を規定し、不適合に対しては措置命令（原子炉等規制法43条の3の23）等で対処するバックフィット⁷においては、措置命令は行政手続法上の不利益処分であるから弁明の機会が付与されるし、措置命令違反による原子炉の運転停止命令に至った段階では聴聞手続がとられる（同法69条1項）。しかし、変更工事認可は申請に対する処分であるから、申請者側に認可の判断に必要なあらゆる事実関係を立証させようとする発想が強く、行政側の慎重な事実認定や相手方への反論機会の保障という考え方が弱くなりがちである。

II. 民主的政治過程からの独立性

2012年の法改正は、原子力安全規制を「行政委員会」としての原子力規制委員会に一元化し、専門家集団の合議によって諸決定を行わせる構造を採用した。単に安全規制に関する行政組織を一元化するのみならず、その組織形態として専門家から構成される行政委員会を採用したことは、専門性に基づく判断を最終的な決定とし、政治過程からの独立性を担保する意図があったと考えられる⁸。その結果、政治過程からの影響力の行使は、委員の選任（再任）の局面にほぼ限定されることとなった。

前述の敦賀原発の問題では、委員会の正式な諮問機関ではない合議組織が活断層をめぐる判断に実質的に関与していること⁹や、委員会の特定の委員の判断が委員会全体の判断として通用している構造が問題視されていた。委員会は合議組織としての性格を有しているとはいえ、異なる専門分野から委員が選ばれることから、特定の分野の安全性審査について

はその専門の委員に任せがちで、合議による意思決定をそもそも行いにくい¹⁰。また、原子力安全行政と原子力推進行政を分離する発想の前提には、安全規制については専門家の判断に委ねるのに対して、推進の問題は民主的な政治過程の中で決定されることが本来予定されているはずである¹¹。しかし、推進行政側は、委員会が新規制基準への適合性を認めた案件については全て再稼働させるものとしていることから、安全行政側の意思決定である委員会の判断が、推進行政側の決定としても事実上通用する状況になっている¹²。

内閣総理大臣が両院同意を得て任命しているとは言え、国民から直接選挙で選ばれているわけではない委員会の委員が、こうした政治的に重要性のある（ように構造上見える）決定を行いうるのか。この点について委員会は、透明性と参加によって、民主的な正統性の欠落を補完しようとしているように見える。委員会の会議は公開され、インターネットでも中継される¹³。この「衆人環視」に加え、新規制基準の策定の際にも見られたように、パブリック・コメントのような参加手続を設定することで、幅広く国民の利害関係を考慮しうる決定構造が採用されている。

おわりに

原子力規制委員会を中核とする安全規制の構造は、多様な正統化によってその存在が正当化される新たな規制モデルと言ってよい。すなわち、民主的な政治過程に基づく意思決定の結果として、専門家が安全審査を行うというマクロの構造が設定され、個別の決定の際には会議の公開と行政手続によって透明性と開放性が担保されている¹⁴。さらに、権利利益の保護を契機とする裁判所による介入の可能性も、こうした多様な正統化の一翼を担いうる¹⁵。

他方で、地震・火山活動に起因する被害の可能性については、科学的知見がなお揺らいでおり、安全かどうかの確たる判断が難しいことは否定できない。また、原子力発電の問題は、エネルギー安全保障や持続可能な社会の形成の問題を含む極めて複合的な政策課題である。多数当事者の利害が複雑に絡み合う「答えの出せない問題」は、将来世代の利害が適正に考慮される補完的な意思決定構造ないし手続を

設定した上で、民主的政治過程によって決着を付けるべきものとも考えられる¹⁶。このように、委員会の活動は、民主政と専門性の相克という公法学上の難問¹⁷を提起し続けており、それが行政法学の参照領域としての原子力法の価値を高め続けているのである。

【注】

- ¹ 新藤宗幸『原子力規制委員会』（岩波書店・2017年）12頁。
- ² 原田大樹「原子力規制委員会」日本エネルギー法研究所月報217号（2012年）1-3頁。
- ³ 松岡俊二「原子力安全規制組織に求められるもの」同他編『原子力規制委員会の社会的評価』（早稲田大学出版部・2013年）1-22（6）頁。
- ⁴ 天野健作『原子力規制委員会の孤独』（エネルギーフォーラム・2015年）130頁。
- ⁵ 田邊朋行「原子力規制体制の制度的課題とその解決策」電力中央研究所報告・Y13024号（2014年）4-20頁。
- ⁶ 安念潤司「原発はなぜ停まっているのか（2）」中央ロー・ジャーナル（中央大学）11巻1号（2014年）35-63（44）頁，川合敏樹「既存原発に対する安全規制をめぐる法的問題」高橋滋編『福島原発事故と法政策』（第一法規・2016年）177-197（191）頁。
- ⁷ 現在のバックフィット命令の法的問題点につき参照，米田雅宏「伝統的許可制度の現代的変容（下）」法律時報90巻8号（2018年）96-101（99）頁。
- ⁸ 友岡史仁「原発『再稼働』に係る専門的知見の反映」高橋滋編『福島原発事故と法政策』（第一法規・2016年）153-176（155）頁。

- ⁹ 石川和男他「原子力規制委員会に求める『順法精神』と『適正手続き』」エネルギーフォーラム63巻747号（2017年）82-87（85）頁[森島昭夫]。
- ¹⁰ 田原総一郎「原発再稼働への批判に徹底反論する」文藝春秋92巻11号（2014年）460-467（463）頁。
- ¹¹ 塩崎恭久『ガバナンスを政治の手に』（メタブレン・2012年）88頁。
- ¹² 清水康弘「事業者との裏ネゴなし，清水前原子力規制庁長官に聞く（下）」週刊エネルギーと環境2442号（2017年）5-7（5）頁。
- ¹³ 清水康弘「始末に困る存在が肝要，清水前原子力規制庁長官に聞く（上）」週刊エネルギーと環境2440号（2017年）4-6（6）頁。
- ¹⁴ 下山憲治「原子力規制の変革と課題」環境法研究5号（2016年）1-25（6）頁。
- ¹⁵ 深澤龍一郎「原子力規制委員会に関する一考察」法律時報90巻5号（2018年）114-119（118）頁。
- ¹⁶ 民主的正統性論の包括的な分析として参照，田代滉貴「ドイツ公法学における『民主的正統性論』の展開とその構造」行政法研究14号（2016年）25-107頁。
- ¹⁷ この点とも関連する，安全基準の性能規定化と学協会規格の活用をめぐる問題につき参照，原田大樹「原子力発電所の安全基準」同『行政法学と主要参照領域』（東京大学出版会・2015年）215-241（222-226）頁[初出2014年]，橘川武郎=武田晴人『原子力安全・保安院政策史』（経済産業調査会・2016年）87頁[橘川武郎]，岸本太樹「新規制基準における原子力安全の論理（下）」法律時報90巻4号（2018年）99-103頁。

（はらだ・ひろき＝

京都大学法学系（大学院法学研究科）教授）

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」の概観

研究員 羽鳥 洋一

1. はじめに

我が国における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）は、太陽光発電を中心に導入が進んでいるが、四方を海に囲まれた我が国においては、洋上風力発電¹のポテンシャルが高いとされ、また、第5次エネルギー基本計画においても、「陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠である²」と位置付けられている。

しかし、我が国における洋上風力発電の導入実績は、国の実証事業により建設された6基（約2万kW）にとどまっており³、商業化された発電施設はまだない。導入が進まない理由として、港湾法や海岸法等の「公物管理法」で定められている海域以外の海域（以下「一般海域」という。）の利用に関して、長期的に占有するための統一的ルールが存在しておらず、また、海運や漁業等の他の海域利用者との洋上風力導入に係る調整ルールが不明確である点等が挙げられている⁴。

かかる課題に対処するために、2018年3月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」（以下「再エネ海域利用法案」という。）が閣議決定され、第196回国会に提出されたが、審議未了で廃案となった⁵。しかし、洋上風力発電の導入拡大に向けては、一般海域の利用が重要であると考えられるため、本稿では閣議決定された再エネ海域利用法案の内容について、現在の海洋利用に関する法的枠組みとの比較を踏まえて概観したい。

なお、本稿の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

2. 現行法における海洋利用に関する法的枠組み

現在の海洋利用に関する実態として、海洋・沿岸域においては、港湾法や海岸法等の法令に基づき「港湾区域」や「海岸保全区域」等の異なる区域指

定がなされており、各区域の土地・海域の占有等に関しては、各区域の管理権者によって規制がなされている⁶。これら区域指定されている海域において、洋上風力発電等の発電設備を設置する際には、各法律の趣旨目的に従い、当該区域の管理権者が管理権の行使として、許可についての判断を行うことになる⁷。

一方、一般海域については、国、地方公共団体のいずれが管理権者であるかについて争いがあり、一部の都道府県が一般海域の管理に関する条例を設けているほかは、海域の占有等に関するルールが十分に確立していないのが現状である⁸。

現在、実証事業として一般海域に洋上風力発電設備を設置している事業者は、各県が定めている条例に基づいて占有（使用）許可を取得している。「長崎県海域管理条例」では、港湾法、漁港漁場整備法及び海岸法により指定される区域を除いた海域⁹を公物として捉えた「公物管理」が目的とされている一方、「福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例」では、海域に限らず公共用財産のうち公物管理法で管理されていないもの¹⁰を管理する「財産管理」が目的とされている。これらの条例の規定内容は類似するものであるが、監督処分等の管理者としての権限の有無等に違いがある。

また、洋上風力発電は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」（以下「FIT制度」という。）により20年間の買い取りが担保されているところ、これらの条例で取得できる占有許可の期間は3～5年間と短期間であり、加えて漁業関係者をはじめとする他の海域利用者との利害調整や合意形成を図るための法的枠組みが存在しておらず、事業者が個別に相対で他の海域利用者と調整を行わざるを得ない状況にある¹¹。

3. 再エネ海域利用法案における海洋利用に関する法的枠組み

このように、一般海域における海域利用のルール

は、実運用として自治体に委ねられており、内閣官房総合海洋政策本部が2012年5月に発表した「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」においても、「発電事業用の海域を一定の期間にわたり確保するための他の海域利用者等との調整その他の海域利用に係るルールが不明確である」ことが重要な課題として掲げられた¹²。

かかる課題を解決するべく閣議決定された再エネ海域利用法案は、経済産業大臣及び国土交通大臣が、一般海域のうち海洋における再エネの実施について気象等の自然的条件が適当であり、漁業者等の他の海域利用者に支障を及ぼさない等の基準を満たした区域を「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」（以下「促進区域」という。）に指定¹³し（8条）、「促進区域」において洋上風力発電等の海洋における再エネ事業を行う事業者を公募により選定することを志向するものである。

再エネ海域利用法案では、国土交通大臣に対して「促進区域」の管理を行うための監督処分等の管理権限が与えられており（23～26条）、また、同大臣は、公募により選定された事業者に対して、30年を超えない範囲で政令によって定められる期間を上限とした占用許可を行う主体とされている（10条、19条）。

さらに、再エネ海域利用法案には、他の海域利用者との調整の場としての協議会に関する規定が盛り込まれている。経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、「促進区域」の指定や「促進区域」における再エネ発電事業の実施に関して必要な協議を行うための協議会¹⁴を組織することができ、協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員は尊重しなければならないとされている（9条）。

上述のように、再エネ海域利用法案は、一般海域において再エネに適した区域を「促進区域」として指定し、当該区域において長期的に海洋を占用するための法制度や、利害関係者との協議会に関する枠組みを整備し、一般海域における洋上風力発電の導入拡大にかかる課題を克服しようとするものである。

4. 再エネ海域利用法案における考察

以上に取り上げたように、再エネ海域利用法案では、「促進区域」における占用許可権、管理監督権

を国土交通大臣に付与しているが、この点について若干の考察を試みたい。

再エネ海域利用法案では、「促進区域」に施設する再エネ発電設備を用いて供給できる電気の価格を事業者選定の際に決めることが想定される等、FIT制度とも結びついており、ある程度統一的な判断をするために国が主体となっているものと思料するが、海洋管理の観点からすると、誰に占用許可権、管理監督権を付与するのかについて検討の余地があるのではないかと考える。

そもそも、一般海域の管理権者が国、地方公共団体いずれであるかについて争いがあり、長崎県のように一般海域の管理に関する条例を定めている自治体もある程度存在しているが、再エネ海域利用法案によって「促進区域」として指定された場合、当該区域が既に自治体による条例に基づいて管理されていると、国土交通大臣と自治体の管理権が重複することになる。もちろん、条例に基づいて管理する海域から「促進区域」を除くような条例改正をすることでかかる事象は生じ得ないが、「促進区域」として指定されるまでに条例改正を行えるのか不透明であり、また、条例改正が行われた場合でも、自治体が一般海域として既に管理している海域の一部のみを「促進区域」として国土交通大臣が管理することについて制度上の違和感は禁じ得ない。

そうだとすると、「促進区域」における占用許可権、管理監督権を一律に国土交通大臣に付与する今回の法案に対し、むしろ「促進区域」として指定する海域や隣接する海域の管理状況等に応じて、沿岸地方公共団体に占用許可権、管理監督権を付与することでより現実に即した制度作りも期待できる。

今回、再エネ海域利用法案は、第196回国会で審議未了により廃案となってしまったが、一般海域における洋上風力発電の導入拡大に向けた法制度の整備について今後の動向を注視していきたい。

【注】

¹ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」において、「海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守

を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもので、その出力が二十キロワット以上のもの」と定義されている。

² 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画」（2018年7月）41頁。

³ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会「中間整理」（2018年5月）15頁。

⁴ 前掲注（3）15頁。

⁵ 「通常国会が閉幕総裁選シフトへ」電気新聞（2018年7月24日）2面。

⁶ 遠藤幸子ほか「洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの事業化における法的課題－ステークホルダーとの持続可能な合意形成に向けて」N B L 1008号（2013年9月）31頁。

⁷ 三浦大介「海底地盤の使用・開発と法制度」『海の開発・利用に係る法的問題の検討－2010～2012年度 海の開発・利用に関する検討班研究報告書－』（日本エネルギー法研究所，2014年3月）35頁。

⁸ 遠藤・前掲注（6）31頁。

⁹ 長崎県海域管理条例2条では、「この条例において『海域』とは、国有財産法…の公共用財産のうち、海面（海面下の土地を含む。）で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう」と規定されている。

¹⁰ 福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例2条では、「この条例において『国土交通省所管の公共用財産』とは、…海域並びにこれらに類する公共用財産であって、道路法…その他の法令に基づき管理するもの以外のものをいう」と規定されている。

¹¹ 遠藤・前掲注（6）33頁。

¹² 総合海洋政策本部「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（2012年5月25日）2頁。

¹³ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を定めた場合、促進区域内海域において海洋における再エネ発電設備の整備を行う者を公募により選定するために、促進区域の占用開始時期や、当該発電設備を用いて供給することができる電気の供給価格の上限等を規定した指針を定めなければならないとされている（13条）。

¹⁴ 協議会は、国，関係都道府県知事，関係市町村長，関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者，学識経験者等から構成される（9条2項）。

特別研究講座の開催

2018年6月12日、東啓綜合法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士の村尾治亮様を講師にお迎えし、「ビッグデータに関わる法的問題」というテーマで2018年度第1回特別研究講座を開催した。



(東啓綜合法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士 村尾治亮様)

ビッグデータの活用に関わる法規制について、元となるデータのソースの保護、データ保有者の保護

及びデータの取引において注意すべき事項といった観点から、諸外国との比較も交えつつ多角的に説明いただいた。また、講演の最後には今後起こり得る具体的な事例についての検討を行っていただき、多くの示唆を得ることができた。

講演後の質疑応答では、ビッグデータの活用や外部へのデータ提供時の留意点等、幅広い質問があり、活発な議論が行われた。



研究班の動き

(6・7月)

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

6月22日の第10回研究会では、日立GEニュークリア・エナジー株式会社原子力国際技術本部・本部長の吉村真人様(ゲストスピーカー)より「国際原子力ビジネスの現状と課題」というテーマでご報告をいただいた。世界の原子力建設市場の動向、新規原子力発電所建設における課題、海外原子力発電所建設の競争環境等の論点について検討した。

7月27日の第11回研究会では、電力中央研究所社会経済研究所副研究参事の丸山真弘様(ゲストスピーカー)より「原子力損害賠償法制的課題～福島第一発電所事故が提起したもの～」というテーマでご報告をいただいた。電力中央研究所の報告書「福島第一原子力発電所事故が提起した我が国原子力損害

賠償制度の課題とその克服に向けた制度改革の方向性」をもとに、我が国の原子力損害賠償制度の特徴、福島第一発電所事故が提起した課題及びその課題を克服するための制度改革等について検討した。

エネルギーに関する国際取決めの法的問題検討班

6月15日の第13回研究会では、林研究委員より「卸電力取引分野の競争活性化と競争法—米国法、EU法からの示唆—」というテーマでご報告をいただいた。卸電力取引分野における旧一般電気事業者対新電力間の非対称的な競争状況について、特にベースロード電源が旧一般電気事業者に偏在している点を取り上げ、ベースロード電源が競争法上の不可欠施設に該当するのか、該当するとしていかに対応

すべきか等について、米国法、E U法における議論を参照しつつ、検討した。

7月20日の第14回研究会では、中西研究委員より「日本・E U間の経済連携協定（E P A）と戦略的パートナーシップ協定（S P A）—環境・エネルギーを中心に—」というテーマでご報告をいただいた。2018年7月17日に署名に至った日本・E U間の経済連携協定（E P A）及び戦略的パートナーシップ協定（S P A）の内容について、特に持続可能な開発（主に環境）及びエネルギーに係る箇所がどのように規定されているのかを概観・検討した。

環境に関する法的論点検討班

6月26日の第9回研究会では、橋本研究委員より「事前救済型抗告訴訟における処分性—公表の仮の差止め認容決定（東京地決平成29年2月3日）をめぐって—」というテーマでご報告をいただいた。東京都消費生活条例に基づく公表の仮の差止めを認容した地裁決定及び同決定を取り消した高裁決定を題材として、事前救済型抗告訴訟における公表の処分性判断に係る要件等について検討を行った。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

6月4日の第11回研究会では、友岡研究委員より「水道事業基盤整備に関する検討」というテーマでご報告をいただいた。日本の水道事業について、「市町村経営の原則」や「独立採算制の原則」等の法制度とその現状をご報告いただき、赤字や料金格差が拡大する水道事業者の経営基盤の強化に向け、広域化や官民連携を行う際の諸課題について検討を行った。

7月6日の第12回研究会では、電力中央研究所社会経済研究所主任研究員の佐藤佳邦様（研究班オブザーバー）より「E Uの電力・ガス事業分野における合併審査—1990年以後の欧州委員会による審査事例の検討—」というテーマでご報告をいただいた。E Uにおける1990年以降の電力・ガス分野での合併審査について解説いただき、欧州委員会が同事業分野において大胆な問題解消措置を命じることで自由化を促進したこと等、その合併審査の特徴をご説明いただいた。その後、日本における同事業分野の規制の考え方について、比較・検討を行った。

原子力安全に関する法制度検討班

7月2日の第11回研究会では、友岡研究委員より「核燃料サイクルと使用済核燃料再処理の制度課題」というテーマでご報告をいただいた。核燃料サイクルの政府計画上の位置付け、炉規制法上の規制構造及び2016年に施行された再処理等拠出金法に基づく再処理事業制度の変更点について概観した後、核燃料サイクル事業と発電事業との相違が及ぼす法規制への影響に関して議論を行った。

7月24日の第12回研究会では、川合研究委員より「原子炉等規制法上の処分の明確性・特定性について」というテーマでご報告をいただいた。「行政行為の内容等については、その性質上、名宛人にとって明確なもの・特定可能なものでなければならない」という命題について、炉規制法上でそのような取扱いが果たしてなされているのかを原子炉設置・変更許可手続の局面、バックフィット命令の局面の2つを取り上げて概観した後、実務面等も踏まえた上で望まれる法規制の在り方について検討を行った。

再生可能エネルギー導入拡大の法的問題検討班

6月8日の第10回研究会では、斎藤研究委員から「自治体の再エネ事業関与の問題点—宇都宮市バイオマス補助金事件をめぐって—」というテーマでご報告をいただいた。宇都宮市において、自治体経由で国から補助金が交付された民間によるバイオマス事業について、事業が頓挫したことに伴う県から市への補助金返還請求訴訟や、県が国に補助金相当額を返還したことを違法な公金の支出であるとして、県知事に対して提訴された住民による損害賠償請求訴訟を中心に解説いただき、補助金の法的性質や返還についての法的根拠等の検討を行った。

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(研究員異動)

(転出)

戸 本 武 志 関西電力株式会社
送配電カンパニー総務部
法務グループへ
(6月27日付)

(転入)

井 上 大 樹 関西電力株式会社
総務室
原子力法務グループより
(6月27日付)

栗 林 克 也 中部電力株式会社
環境・地域共生室
業務チームへ
(7月1日付)

井 熊 良 中部電力株式会社
三重支社
津営業所サービス課より
(8月1日付)

塚 本 泰 史 九州電力株式会社
立地コミュニケーション本部
汽力・地層処分支援グループへ
(8月1日付)

城 野 智 慧 九州電力株式会社
立地コミュニケーション本部
企画グループより
(8月1日付)

マンスリー・トピック

(6・7月)

- ・ 6月14日 東京電力、福島第二原子力発電所廃炉の方針を表明
- ・ 7月3日 エネルギー基本計画閣議決定、プルトニウム削減方針を明記
- ・ 7月4日 関西電力大飯原子力発電所3, 4号機、運転差し止め取り消し

- ・ 7月17日 日米原子力協定が自動延長、6か月前通告で終了可能に
- ・ 7月19日 広域機関、関西電力需給逼迫で計100万kW電力融通指示
- ・ 7月31日 原子力委員会、プルトニウム保有量の削減方針を決定

新着図書案内

(6・7月)

書 名	著 者	出 版 社
原子力安全基盤科学 1 原子力発電所事故と原子力の安全	山名 元 編	京都大学学術出版会
原子力安全基盤科学 2 原子力バックエンドと放射性廃棄物	山名 元 編	京都大学学術出版会
みんなが知りたいシリーズ⑧ エネルギーと環境問題の疑問55	刑部 真弘	株式会社成山堂書店

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2018. 8. 31 Vol. 253

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902 (代)
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。